

清朝最末期における禁煙運動に関する覚書 (三)

——イギリスの世論と政府の対応を中心に——

目 黒 克 彦

Katsuhiko MEGURO

(史学教室)

一 は じ め に

イギリス帝国主義による対中国侵略の突破口を開いた鴉片は、第一次・第二次鴉片戦争を経過して、その密輸輸出を増加させると共に、1858年の天津条約に伴う中英通商章程の改訂によって、鴉片貿易の合法化を承認させ、更に海関行政権をイギリス人ロバート・ハート (Robert Hart, 以下赫徳と記す。)を中心とする外国人に委ねる事によって、密輸の依然たる横行も加わり⁽¹⁾、中国へのインド鴉片 (洋薬)の流入は増加する事は有っても減少する事は無かった。加えて中国国内における罌粟栽培の広範な広まりによる国産鴉片 (土薬)の供給も年々増加し、洋薬を上回る勢いに在り、鴉片吸飲者の蔓延、洋薬輸入による輸入超過の継続・増大、罌粟栽培への作付転換による食糧生産の減少等々、種々の弊害が拡大されることになる。一方清朝政府は洋薬輸入による関税収入、国内流通・販売における捐税・厘金収入、罌粟栽培農民からの捐税収入が重要な収入源として、国家財政に占める比重を大きくしており、鴉片禁止を主張する論者への回答として「徴を以って禁と為す」、即ち鴉片に対する税額を高くする事により、販売価格を高値に設定し、一般人民が購入出来なくする事によって、禁止の目的を達成するという論法で、当面の鴉片課税を合理化し、禁煙の課題を遠い将来に回避する事となる。結果的にはこの政策は政府の税収増を図るものに墮して、禁煙の具体的な対策は講じられないままに、鴉片の蔓延という悪化の一途を辿っていく。

イギリスにおけるインド鴉片の対中国輸出の持つ意味は、何であろうか。この問題についての詳細な解説は、加藤祐三氏の「イギリスとアジア」(1980年)⁽²⁾に譲るが、19世紀80年代中期のアジア三角貿易体制が解体を始めた後に在っても、イギリスの植民地であり、「安全弁」であったインド財政を維持する上で、鴉片の対中国輸出は極めて重要な位置を占めていた。即ちインド財政において、鴉片の専売収入は土地税について第二位を維持し続ける。従って鴉片はインド植民地支配を安定的に維持し、それによって本国経済の発展を図る上で、不可欠の存在であったと言える。そのイギリスにおいて、加藤氏に拠れば、前後四回の鴉片貿易の賛否を巡る議論の高まりの波が有ったとされる。⁽³⁾小稿はその最後の波に当り、氏に拠れば、「1909-1914年の国際アヘン会議につながり、そこで最終的なとどめをさす」とされる1892-95年頃よりも後の、1906年頃より本格的に中英間で交渉が展開され、所謂十年通減策が実施されるに至る時期を対象とする。この時期において、イギリ

ス本国において鴉片問題について新聞各紙が如何なる報道を行っていたか、そうした世論の中においてイギリス政府が、この問題に関して中国との間で如何に交渉を行ったのか、という点について考察する。それによってイギリスは又如何なる理由に基づいて、インド政庁の重要な財源を放棄する事に同意したのか、鴉片輸出が途絶された後のインド財政の補完を如何に図ろうとしたのか、等について検討する際の一つの条件を明らかにする事を目的とする。先に中国・イギリス間の鴉片問題については、その交渉の概略について触れた事がある⁽⁴⁾が、ここでは主としてイギリスの動向を中心に考えて見たい。用いる資料は中国側で発行した「外交報」に掲載された英米各紙の翻訳記事や「英国藍皮書」、及び「東方雑誌」等を中心とする。本来であれば当然オリジナルについて検討すべきであるが、イギリスにおける世論や政府の動向が、中国にどの様に受けとめられたかという観点を見る為にも、中国の新聞に掲載された翻訳記事を検討する事も有効であると考えられる。

尚お関連する先行研究には、王宏斌「清末新政時期之禁煙運動」(「歴史研究」1990年第4期)が有り、管見の限り、この時期の鴉片禁止問題について専門的に論じた数少ない論文である。

二 イギリス議会における鴉片論議

先に挙げた加藤氏の著書において、四回の鴉片貿易の論議の高揚を見たとしており、具体的に第一回は1830-32年頃の道義論、第二回は1854-58年頃の経済論・貿易論、第三回は1876-82年頃の在野のクエーカーを中心とする運動と議員を中心とする政治運動の重なったかなり広範な大衆運動、そして最後が先に述べた第四回の波である⁽⁵⁾。その1892-95年の「王立アヘン問題委員会」の聴聞とそれにもとづく膨大な報告書における賛否論について、ここでは触れない。ここではその後のイギリスがいよいよインド鴉片の輸出逋減に踏み切る直前の段階の状況について見る事とする。

「外交報」⁽⁶⁾第147・148期(1906年7月6日・16日発行)は、「論禁煙と外交之関係」と題する論説を掲載している。この論説は全文「字林西報」記事の転載である。「字林西報」は1850年に上海で創刊された週刊の英字紙「北華捷報(North China Herald)」が、1864年7月1日より日刊の「字林西報(North China Daily News)」に改名した新聞であり、上海駐在イギリス領事館や上海租界工部局の支援を受けていた新聞であり、工部局の代弁者・イギリス・アメリカ資産階級の在華利益の弁護人と見なされていたと評される新聞である⁽⁷⁾。その新聞の6月1日(閏4月10日)号の記事で、イギリス議会における鴉片貿易問題が議論された事を伝え、関連してこれまでの鴉片貿易の歴史、鴉片戦争に至る経過と戦争の様相を伝えた記事である。この記事で編者は、議員の質問に対するインド省大臣の答弁で、中国が禁煙出来るならば、インドも鴉片貿易を禁止すべきであると述べた事から、今が中国の鴉片吸飲を禁止する絶好の機会であると記している。

このイギリス議会における議論の内容については、5月31日のタイムズ紙により詳しく見る事が出来る。即ち5月30日の下院において、議員の徳雷(原名不詳)が発言し、鴉片貿易は不道徳のものであり、政府は亟かに禁止すべきであるとし、天津条約の締結より説き起こし、その不当性を論じ、鴉片の害は全世界に知れ渡っており、インドの財政の為とするが、イギリスの名譽をどうするかと詰問した。更にオーストラリア・ニュージーランドの鴉片吸飲禁止の例を紹介した後、中国が鴉片貿易の為に購買力が低下している事に言

及し、インドの財源問題については、已にインドの併合を窺う国は存在しないから、陸軍の経費を削減すべきであり、それが不可能ならば罌粟栽培に代えて綿花栽培を行うべきであると、英国の名誉回復を図るべき事を強調した。又羅達福(原名不詳)は、イギリスの宣教師の布教活動において、中国人民に福音を伝え救済する傍らで、多くの人民が、同じイギリス人が持ち込む鴉片によって鴉片地獄に陥っており、鴉片貿易が布教活動の大きな障害に成っていることを述べ、更にインド省大臣の行政が専制的であると非難した。

これに対してインド省大臣モーリー(摩利, John Morley)が答弁し、羅達福の専制的とする非難は誤解であるとして、インドにおける鴉片生産について説明している。即ち、ベンガル鴉片はその栽培面積を事前に官に申請し、許可を得て栽培し、成熟した時に官がその栽培面積を検査し、申請の数と一致している事を確認して収穫を許可する。収穫された鴉片は鴉片管理人に納められ、ベンガルの精製工場に送られ、公班・白皮・紅皮の大小土として、カルカッタに輸送され、競売に付される。その価格は競売によって決まり、購入者が各地に輸送販売するが、中国への販売が最大である。しかし中国への販売については、インド政府の官売ではない。又名目はイギリスに属するが、実は自主的にインド住民が製造するマルワ鴉片は、中国・インド商人が自ら販売しているものであり、インド政府が管理しているものではない(しかしインド政府はこれに対して多額の通行税等を課している——筆者)と主張している。その上で、鴉片による税収がインドの大きな財源となっており、従って容易に禁止出来ないという議論に対して、モーリーは鴉片からの収入は政府にとって頼むに足りないものであると言う。即ち1894年以前の14年間の収入は、年平均5兆ポンドであったが、1905年には僅かに3兆ポンドとなり、今年は2兆2億9万5千ポンドに減少する。鴉片からの収入は僅かにインドの歳入の八分の七である。従って鴉片の税収が頼みとするに足りない事は明かであると言う。その上で如し中国が禁煙を望むならば、我々は喜んで従うが、アメリカの専門家の報告では、中国での吸飲の風潮は尚お盛んであり、未だ禁じようとするものはいないと言う。中英商約(1904年締結の中英統議通商行船条約)において、モルヒネの輸入禁止に同意した様に、中国が真剣に禁止を望むならば、英国はたとえインド財政に損失が生じて、決して拒否する事は無いと明言した。最後に議員の葛頓(原名不詳)がこの発言に感謝し、天津・煙台条約の該当の条文について、中国と協議の上、削除・撤回する事を要望したと記している⁽⁸⁾。

この記事に対する「外交報」編者は、イギリス下院議員のこの議論は、関係する事極めて大であり、我が政府の当事者は急ぎ善後策を謀り、国運を挽回すべきであると結んでいる。この記事では3人の議員が可及的速やかにインドの鴉片貿易を禁止すべき事を要求しているのに対して、インド省大臣は中国が本当に希望するならば、禁止に同意すると言っているが、その真意は中国政府が鴉片による関税や厘金等の収入を失う様な事を望む筈もなく、又出来ないという確信に基づいており、決してその様にはならないと楽観しての発言である。又インド政府の鴉片税収の数字及び歳入に占める割合は、極めて疑問の大きい問題である。

このインド省大臣モーリーの議会での答弁で挙げた数字の信憑性について見る事とする。即ち彼の言に拠れば、1894年以前の14年間の収入は、年平均5兆ポンドであり、1905年は僅かに3兆ポンド、今年は2兆2億9500万ポンドであり、鴉片からの収入はインドの歳入の僅かに八分の七であると語ったという。最後の八分の七の表現は明らかに誤りであ

ろうが、鴉片からの税収を兆を単位としての表現は、彼だけでなく、他の新聞報道にも見られる⁽⁹⁾。しかし別の新聞報道で見ると、1909年9月1日にインド省大臣モーリー⁽¹⁰⁾が下院で証言した所では、1906年のインド政庁の鴉片輸出による税収は566万0528ポンド、1907年は524万4986ポンド、1908年は580万4200ポンドであったとしている⁽¹¹⁾。この兆という単位は、我々が通常用いる単位とは異なり、この場合百万を指し、億とは十万を指しており、従って5兆ポンドとは500万ポンド、2兆2億9万5000ポンドとは229万500ポンドであると解釈すべきである。一方1909年1月のアメリカ「拿呼美報」に掲載された「論中国禁煙」の記事中に、1871年から1872年まで、インド政庁の（鴉片より）徴収した税は合計3600万金円であり、1897年から1989年までは850万に減ったが、1904年から1905年までは、又増加して2000万に至る云々と記している⁽¹²⁾。この金円の単位はアメリカドルを指している。当時のポンドとドルの換算比率は、とりあえず浜下武志氏のまとめられた1海関両当りの外国為替相場の表により⁽¹³⁾、新聞報道の1909年のレートで計算してみる。即ちこの年のレートは1海関両は2シリング $\frac{3}{16}$ ペンスで、0.63ドルに換算される。この数字をもとに計算すると、3600万ドルは約742万ポンドに当り、850万ドルは175万ポンドに該当し、2000万ドルは約412万ポンドになる。余り正確な計算ではないが、一応の目安として掲げたが若干差が大きい様である。或はレートの計算の時期の相違か、イギリスとアメリカの根拠とした資料の相違によるのか、明らかでないが、ここでは当事国のイギリスの議会での証言を採用する事とする。インド政庁の鴉片輸出に伴う税収は、1894年以前には概ね500万ポンド台を維持し、その後200万ポンド台に落ち込んだが、1904年頃より再び500万ポンド台に回復していたと言えるであろう。

所でこの1906年5月の議会における議論の前段に下院議員の総選挙が行われ、自由党が勝利を収め、議会では反鴉片論者が多数派を形成し、鴉片貿易反対運動が蘇ったという経緯があったのである⁽¹⁴⁾。

三 イギリスの新聞に見る鴉片問題の論調

「外交報」第152期には、5月31日付の「徳来辨報（トリビューン？）」の「論鴉片貿易」と題する記事を転訳し掲載している。ここでは従来の清朝政府の政策として、広く罌粟を栽培し、廉価で販売すれば、外来の鴉片を絶つことが出来、一旦来源が絶たれた後に罌粟栽培を禁止するという方法を批判し、罌粟栽培の広まりが一層吸飲者を増加させた失政であるとし、中国の罌粟栽培は決して自主的に行っているのではなく、政府の厳命に従ったものであり、如し薯蕷に転作すれば、更に有利であると述べて、中国の罌粟栽培は政府の強制的な政策であるという見解を示している。そして最後に堂々たる文明大国であるイギリスは、この3兆の税収の為に他国の非難・嘲笑を受ける事を止めるべきであると論じている。これに対する編者の按語に、英国人も鴉片貿易の非道を理解しており、政府当局はこの時機に乗じて、英国と禁煙の策を協議すべきであると主張している⁽¹⁵⁾。

更に「外交報」は1906年9月24日付の「斯葛斯門報」の「論中国禁煙」の節訳を掲載している。その内容は、最近我がイギリス人は中国が詔を頒布して禁煙を命じた事（1906年9月20日〔光緒32年8月3日〕の政務処に対する鴉片禁止の章程を策定する事を命ずる上諭を指す——筆者）を聞き、異口同音に賛嘆していると述べ、中国が禁煙しようとしているのに、イギリス人がどうして禁酒出来ない事があるのか、とイギリスの禁酒政策の徹底

に論及している。そしてこの中国の禁煙についてイギリス人の種々の見方を記している。一つの見方は、中国の禁煙は今に始まった事ではなく、曾てしばしば論旨が出されたが、皆実行されなかったから、今回も中国政府の真誠さより出たものでは無いとする。又一つの見方は、中国政府は当然真誠に行おうとはしないが、今日中国人民は日露戦争での日本の勝利によって、夢から醒めた様に奮起しており、かつての例を引いて同じに見る事は出来ないと、中国人民の自覚の高まりを強調する見方がある。又排外は近日の中国の慣技であり、先の禁煙の詔もこれより見れば、禁煙を口実に広く罌粟を栽培し、暗に排外を行おうとするのみであり、詳細に審察する必要があるとする見方である。共通するのは清朝政府の真剣さへの疑念である。この新聞の論調はこの点を基調とし、結局中国では十年かけても、百年経っても禁絶は出来ないとし、鴉片貿易の禁止はインドにおいて大きく利益を失うのみならず、中国は独占の利を得、吸飲は益々盛んになるとしている⁽¹⁶⁾。

これに対して9月26日付の「巴明威報」は、北京のロイター通信員からの電報で、中国が十年の期限をかけて洋薬・土薬を禁絶する詔を頒布し、現在詳細章程の制定を待っており、今後中英交渉は必ず更に活発になろうとの観測を述べている。そして鴉片問題について現在イギリス人の意見は一致しておらず、中国の禁煙要求に従うべきであるという意見は、必ず英属人民に拒絶されるであろう。1895年のイギリスの鴉片調査(「王立アヘン問題委員会」の報告——筆者)は、禁止を主張しない報告が人々に受け入れられた。1904年から1905年に至るまで、インドより輸出された鴉片は708万2295ポンドであり、内中国は550万ポンドを占めており、この年の税収は405万0999ポンドである。これより見れば、中国が一旦禁煙すれば、インドの財源に大きな障害となる事を知っているが、5月の議会で議論された様に、中国が禁煙の詔を頒布したからには、イギリス政府は当然その要請に従うべきであると結論付けている⁽¹⁷⁾。

もう一つ同年10月29日付の「斯丹達報(スタンダード)」では、10月17日に英国禁煙会の集会が開かれ、その席でイギリス国教会総主教の速やかな禁煙を要望する書簡が朗読された事を伝え、この後にインドの輸出量・税収・中国への輸出量を記し、問題は中国の罌粟栽培・鴉片生産の増大にあり、中国が真剣に鴉片の根絶を考えるならば、先ず中国官憲が如何に真剣に実施し持続出来るかに係っており、その結果如何によってインド鴉片の輸出を禁止すべきか否かを定めるべきであるという論調を展開している⁽¹⁸⁾。

かくして1906年時点のイギリスにおける鴉片論議についてまとめれば、反対論は(一)中国の禁煙の詔が、これまでの例を考えれば、果して真剣に実行されるか否か、極めて疑わしい。(二)中国政府の禁煙の真の意図は、インド鴉片を排斥し、国産鴉片による自給を図る排外政策の一環である。(三)鴉片貿易の禁止はインド財政に重大な障害を生じる。(四)鴉片吸飲の害は飲酒の害程にひどいものではなく、吸飲の過多によって毒になる等が挙げられている。これに対して禁止賛成論は(一)鴉片貿易がイギリスの名誉を著しく傷つけている。(二)鴉片貿易によって中国の購買力を低下させている。(三)中国のイギリス人宣教師の布教活動を困難にさせている。(四)中国人の健康・道徳を損なっている。(五)インド財政の問題については、他の作物への転換によって、税収の補完は可能である等にまとめられるであろう。

こうして確かにイギリスにおいては、その報道においても、鴉片貿易を禁止すべきか否かについて、議論が分かれている事が知られる。しかし論調としては中国が本当に土薬の生産を禁絶するならば、インド鴉片の輸出を禁止すべきであるとする論が優勢の様に見える。

れる。反対論は中国の禁煙の実効性に対する疑問、清朝政府が土薬による市場独占を狙い、洋薬を排斥する政策であるとする疑念が解ければ、解消する事である。イギリス側の最大の問題はインド財政における鴉片税収の減少に対して、如何に補完するかという事であった。それについては、禁止を主張する側は、インド陸軍の削減による軍事支出の縮小や綿花栽培への転換等の案を提出しているが、未だ有力な解決策は見い出されていない。

四 イギリス政府の対中国交渉

叙上の国内の鴉片貿易に対する論議の高揚の中で、イギリス政府及びインド政庁は如何に対応したのであろうか。当時のイギリス政府の基本的な態度は、先のインド省大臣モーリーの発言に見られる様に、何よりもインド財政の維持を前提にして、鴉片に代わり得る有力な税収源を見いだし得ず、しかし国内の反対世論を顧慮し、中国における禁煙（土薬生産・鴉片吸飲の禁絶）が実際に実行されれば、輸出禁止に同意するという事である。ここには、正面から中国の禁煙政策に反対を表明する事はせず、これまでの実績から、如何に皇帝が禁煙の詔勅を降しても、実行出来る筈はなく、万一実行された時には、当然如何にインド鴉片を輸出しても、消費される事がなくなる事であり、イギリス側から積極的に禁止に踏み切る必要はなく、中国の禁煙の実施如何を見て対応すれば足りるとするものであった。

先に記した様に、中国は1906年9月20日（光緒32.8.3）に禁煙の詔勅を發布したが、早速駐華公使ジョーダン（朱爾典, John Newell Jordan）は9月20日に、英外務大臣グレー（葛雷, Edward Grey）に、電報で中国政府が十年内に罌粟栽培・鴉片吸飲を厳禁し、土薬・洋薬の害を一掃する事を命ずる論旨が出されたという一報を伝え⁽¹⁹⁾、更に9月30日に公文で、その詳細と論旨を送付した⁽²⁰⁾。彼の観測に拠れば、今回の中国政府の禁煙の論旨は、唐紹儀に依るものであるという。即ち、唐紹儀は1903年に起こったイギリス軍のチベット侵攻の善後収拾の為に議約全権大臣としてインドに赴いた際に、インド政庁の官員との会談の中で、インド政庁が鴉片の財源を放棄する準備をしている事を知り、帰国の後その推進を図ったと見ている。帰国した後、唐紹儀は署外務部侍郎となり、鴉片問題の対英交渉に当たる事になる⁽²¹⁾。ジョーダンは近年中国の行政の改善が進んでいると評価し、禁煙の主張も中国の官は皆賛同し、必ず成功させると言っており、イギリス政府も当然これに賛同すべきであるが、問題は財政に在ると見ている。彼の報告に拠れば、この20年の間に中国に輸送された洋薬は已に漸減しているが、1905年の輸入は合計5万1890担、内5万0200担がインドからの輸入であり、これによって得た税餉は571万1711両（85万9136ポンドに相当する）である。土薬はこれに十倍し、徴収した税は約4500万両であるとし、禁煙政策はこの財源の放棄を意味するが、それはインド政庁の財源放棄よりも深刻である。更に土薬の産地である山西・陝西・四川・雲南での禁止は極めて困難であろう、と述べている⁽²²⁾。従ってジョーダンは禁煙の論旨は是とし、真に実行されるならば、イギリスも協力すべきであるとしながらも、その実現については強い疑念を抱いている事が解る。

更に11月22日、ジョーダンがグレーに送った公文で、「禁煙章程十条」の案を送付している。その説明で彼は唐紹儀より私的に渡されたものであり、遠からず宣布されるのであろうと述べている。⁽²³⁾。実際政務処が「禁煙章程十条」を上奏し、批准を得るのは、11月30日（32.10.4）である⁽²⁴⁾。ジョーダンはこの章程案の概略を説明した後、その禁煙方法は

完備したものであるが、実行出来るか否かが問題である。成功は期待出来るが、大事業であり、人民の強い意志が無ければ困難である。最近中国人と往来のある宣教師の言に拠れば、吸飲者も後悔し、外国人経営の薬局で戒煙の丸薬を求める者もあると言う。中国は今にかつてのそれと異なるが、後日の状況は予想し難い。一つの大きな心配は、中国政府の失う鴉片の税収が大きく、その補完について未だ考慮していない点であると述べている⁽²⁵⁾。

1907年1月20日、駐英公使汪大燮は中国外務部の命令により、「暫禁鴉片貿易章程」六か条をイギリス外務大臣グレーに提出し、正式にインド鴉片の中国への輸出を、1907年より十年の間一割づつ通減し、根絶させる事等を要請した。ここにその六か条の概略を示す。

一 中国政府は現在十年内に土薬の禁絶を命令したが、その成果を取めるには、必ずインド鴉片も同時に限禁しなければならない。故にインド鴉片を1901年から1905年までの5年間の輸入量の平均を通減の基礎数とし、1907年より十分の一づつ中国への輸出を通減する。

二 インド鴉片の輸出の最も多いカルカッタに中国官員一名を駐在させ、中国に輸出される鴉片量を逐一調査する事を、イギリス政府が認める様要請する。

三 中国の土薬に対する課税は、先に60両より90両に増額したが、今再び115両に増額する。インド鴉片は土薬に比べ味と強さが二倍であるが、税は僅かに110両であり、土薬税より少なくなる。故にインド鴉片の輸入税を220両に増額する事を要請する。これは決して税収の増加の為ではなく、吸飲を減少させる為の処置である事を了解して欲しい。

四 香港は鴉片を精製し中国に輸出する量が極めて多く、土薬及び洋薬が已に漸禁されれば、精製鴉片(煙膏)の輸入が増大するであろう。中国政府は二つの方法を立案し、イギリス政府の協力を要請する。(一)香港総督に要請し、未精製・精製鴉片の中国への運入を厳禁する。(二)如しこれらの煙膏の運入があれば、必ず高額の税を課する。

五 現在租界の旅館・酒館・茶楼・娼寮及びクラブ・遊戯場は、皆鴉片を客に提供しているが、中国政府は鴉片を禁止しようとし、あらゆる煙館を一律に閉鎖し、煙槍・煙灯及び一切の吸飲器具を店舗で販売する事を許さない。イギリス政府は所属の官に命じて、これに協力させ、中国政府の禁煙新章を実行出来る様に要請する。

六 モルヒネ及びその注射針の害は大きく、已に中英統議通商行船条約第十一条で輸入を許さないと声明した。現在中国は締約各国の承諾を待って実行しようとしており、外務部は未だ商約を改訂していない各国に通知し、モルヒネ及びその注射針の輸入を禁止する件を説得し、多くの承諾を得ているが、未だ回答を得ていない国についても、催促をしている。イギリス政府が必ず条約の通り実施する事を深く信ずる⁽²⁶⁾。

この中国政府からの申し入れを受けて、ジョーダンには已に本国に報告する前の12月1日に、中国各地に駐在するイギリス領事に対して、禁煙章程の翻訳全文を送り、内容の詳細な研究を行うと共に、周囲の中国地方官の処理状況、官民の対応、及びこれに関する一切の状況を調査する事、更に耳目の及ばない地域については、特に罌粟栽培の各地については、宣教師に罌粟栽培の面積、中国人の対応等について尋ねて報告する様に指示している⁽²⁷⁾。宣教師が中国の奥地の状況を知らせる重要な役割を期待されていた事が注目される。以後各領事は禁煙章程に対する対応、即ち周辺地域における罌粟栽培や鴉片吸飲の禁止状況の調査と、租界を有する領事は、租界内の煙館に対する禁止措置の実施準備に取り

掛かる事になる。

1907年2月7日(32.12.25)、清朝は再び禁煙の上諭を発し、民政部の上奏に基づき、各地に戒煙会を設置して禁煙運動の推進を図り、煙館の一律閉鎖等について、各省將軍督撫に誠実な処理を命じた⁽²⁸⁾。その1日前、駐華公使ジョーダン⁽²⁹⁾は署外務部右侍郎唐紹儀に照会し、本国政府の指示に基づき、インド鴉片の輸入逡減の開始の年について、先の協議では1907年より後逡減するという事であったが、その意図をまとめると1908年1月より実行するものと考えるが、この通りか否か。聞けばインド政府は、已に今年は従来通り鴉片発売を許可し、その日(1908年1月)に至って始めて限減を行うとしている。それ以前に変更があれば、インド政府にとって不都合である。亟かに回答を願いたいという内容であった⁽²⁹⁾。これは已にインド政府が1907年分の鴉片販売許可を従来通りに出したという既成事実の上に立って、逡減の開始を1908年より開始する事を要求するものであった。陰曆と陽曆における越年の相違を利用し、インドにおける既成事実を作った上で、確認を求める形で、事実上翌年から開始せざるを得ない様にさせた、巧妙な戦術であった。

これに対して2月9日に唐紹儀が回答の照会を送った。そこでは中国政府は中国の十年禁絶の期限は現在から起算し、光緒42年末日(1917.1.22)までとしている。イギリスが1908年1月1日より開始する事に対して、中国は拒阻しないが、中国の所定の時期より已に11か月遅れており、一年延期される事になる。その時には已に中国では鴉片は禁絶され、インド鴉片が運ばれて来ても、市場での交易は為されず、販売の為に中国に来た者は損害を被る恐れがある。従って1908年1月1日より、中国への鴉片輸出を九分の一づつ逡減し、当初の光緒42年内(既ち1916年2月3日より1917年1月22日まで)に一律禁絶出来る様にして欲しいというものであった⁽³⁰⁾。唐紹儀も巧妙に対応し、逡減開始の遅れを認める代わりに、逡減率を十分の一から、九分の一に引き上げて、当初の目的の達成を図ろうとしたものである。

以上の経過は1907年2月20日に、ジョーダンから外務大臣グレーに報告された。これによって当初の十年の期間にインド鴉片の輸入を十分の一づつ逡減する案は、実際には1908年1月より九年の期間に九分の一づつ逡減する事となったのである。これによって一応インド鴉片の輸入逡減を何時から開始するかという点についての合意を見たが、その余の事項についての協議は仍お続けられる。

5月29日、イギリス政府インド省は外務省に対して、先に中国政府が提示した禁煙の為の六か条の申し入れに対するインド政庁の十一か条の見解(「説略」)を提出した。その見解の紹介は、紙幅の関係で割愛せざるを得ないが、以下の四項目にまとめる事が出来る。即ち、(一)インド政庁は逡減の三年間試行という案を提起し、中国における土葉生産・吸飲の減少の可能性の有無を強く疑問として、一応中国への協力の態度を示して、三年後は原状に復する期待が窺える。(二)中国への輸出削減の方法として、インドより中国向けを含む輸出量の全額について十分の一づつ逡減する事とし、基礎数を可能な限り大きくして、輸出可能量を大きくしようとしている。(三)輸出逡減の主導権をインド側が掌握し、インド側が輸出量を制限する事により、中国での検問の必要性は無いとことさらに強調している。これは他方で密輸の存在を念頭に置き、中国の取締り体制を緩和させ、密輸によって逡減分をカバーしようとしているとも考えられる。(四)中国側のインド鴉片に対する輸入税の倍増要求に対しては、あくまでも土葉に対する課税と同等の扱いを要求し、中国側の各省

の事情による不一致を見越して拒否する姿勢を示している⁽³¹⁾。

こうしたインド政庁の回答に基づいて、イギリス外務大臣は、6月14日に駐華公使ジョーダンに公文を送り、先の中国側の申し入れに対する回答を行う様指示した⁽³²⁾。その内容は六か条からなり、第一は、中国が鴉片輸入を禁止する必要はなく、インドが輸出を制限する。その逡減の基礎数について、インド政庁の要求通り、インドより輸出される鴉片全額は6万7000箱であるが、逡減の対象は中国向けの5万1000箱であり、その十分の一の5100箱を差し引いて、初年度の1908年の輸出量を6万1900箱とし、1909年は5万6800箱、1910年は5万1700箱としている。インドはこれだけの鴉片の輸出が可能であるが、中国の輸入許容数は1908年は5万1000箱の十分の九の4万5900箱、1909年は4万0800箱、1910年は3万5700箱になり、インドから輸出される量は常に1万6000箱上回っており、それが中国に入り込む可能性を持っている。だからこそ中国側で輸入禁止の措置は必要無いと述べているのである。ここにイギリスの作意を見い出す事が出来る。又ここで3年の試行期間を設ける事、トルコ・ベルシャ及びその他の鴉片も同様に対応する事を要求している。更に逡減の率は九分の一ではなく、依然として十分の一づつとしている。

第二に、中国官員がカルカッタに駐在し輸出を監視する件は、干預の権限を持たない事を条件に認めるとする。

第三に輸入税厘の増額については、土葉と一律にし、事前にイギリス側によって、中国の立案した税章改訂が、土葉にも一律増額となっているか否か、土葉の税が倍增されているか否か、インド鴉片と土葉との価格を調査する事が必要である事を、中国政府に声明しなければならない。

第四に香港の煙膏の中国への輸出を禁止する。如しこれを中国に輸出する者が有れば、中国政府は任意に重い税を課する事を認める。昨年12月に外務大臣により香港総督に研究を要請した。貴公使は香港総督と如何なる協議を行ったか連絡して欲しい。

第五に租界の煙館閉鎖について、租界外の煙館が閉鎖されれば、中国側の要請の有る前に、租界内の煙館を閉鎖させるという貴公使の考えに同意する。

第六にモルヒネの輸出について、他の締約国が承諾するのを待って、実行する事とする。フランスは協同して対処するとしているが、中国が他の各国にこの件で要請を行ったか否か、調査して欲しい。

この本国の指示を受けたジョーダンは、8月14日に中国外務部にイギリス政府の対応として、照会した⁽³³⁾。その内容はほぼ本国政府の指示通りの六か条であり、第三条の税厘増額については、中国が新たに土葉に対して増額する115両の税は、全ての土葉に適用されるか否か、その額は従来の徴収額に比べて倍增となるか否か、洋葉と土葉の価格が幾らになるのか、この三点を調査し明らかになった後に、実施出来ると条件を付している。又第四条の香港での精製した煙膏の中国への輸入禁止については、イギリス側の調査が進んでいないとして、回答を留保している。租界内にある煙館の閉鎖については、租界外での中国官憲の処理状況を見て、限禁出来ていれば、中国側の要請を受ける前に減らす様に各領事に已に通達しているが、各港での中国官憲の禁煙には、仍お疑問が有り、又閉鎖したとする煙館も鴉片販売に改業しただけで、吸飲者は減少していないとの報告が有る、と述べて牽制している。

これより1か月後の9月21日にジョーダンは、中国外務部に追加の照会を行い、先の第

四条の香港の煙膏輸入の禁止について、検討の結果、煙膏の輸入貿易を禁止する事に同意し、今後両国政府は各々その境内で密輸密売を禁止する事とした⁽³⁴⁾。

以上の経過を経て、12月2日、中国外務部はジョーダンに照会し、英国の禁煙に対する協力に感謝し、ジョーダンの質問に回答を寄せた⁽³⁵⁾。その内容をジョーダンは12月4日に電報で一報を伝えると共に、12月7日に公文で次の様に報告している。(一)イギリスは1908年1月より、鴉片の輸出を減らし、3年を期限とする。イギリス政府の提議したこの事に関する各節を、中国政府は全て受諾する。但し逋減の基礎数は海関貿易冊を根拠に、1901年より1905年までに中国の鴉片輸入の平均量は4万2327箱であり、この数によって年々逋減する事を要求する。(二)中国がカルカッタに派遣する委員は他の事に関与する権限を持たない事に同意する。(三)鴉片税厘増額に関するイギリス側の3項目の質問に即ちに回答する事は出来ないで、後日の協議を待つ事とし、増税実施については暫時延期する。(四)中国はイギリス政府が香港・中国間の煙膏の往来を禁止する事に同意した事に対して深く感謝すると共に、煙膏の中国への密輸の禁止を実行する。(五)中国外務部はイギリス政府の対応が協力に尽力し、鴉片の害を除去するに足る事を認め、又租界における行政がその確証であると考え、又租界外の煙館の閉鎖は已に実施されている。(六)モルヒネ及びその注射針の輸入禁止に関しては日本政府より未だ回答を得ていないが、日本政府の了承の回答を待って、各国公使に照会すると。ジョーダンはこれを本国に報告すると共に、インド総督にも報告した⁽³⁶⁾。この中国側の照会により、逋減すべき鴉片の量が未だ確定しない事と税厘増徴を保留した事を除いては、全て合意を見た事になる。その逋減の量については、1908年1月27日にグレー宛に発せられたジョーダンの電報で、中国政府はイギリスの主張に従い、インド鴉片輸出逋減の基礎数を5万1000箱とし、年々5100箱づつ逋減する事を了承したと報告した⁽³⁷⁾。これが中国側からジョーダンに伝えられた正確な日付は明らかではないが、遅くともこの一二日前の事であろう。

こうして3年の試行という条件を付したインド鴉片の輸入逋減の交渉は成立し、中国外務部は3月22日(34.2.20)に以上の経過を含めた上奏を行い⁽³⁸⁾、実施の運びに至った。一方イギリス側は、ジョーダンの報告を受けて、2月11日、インド省はイギリス外務省に公文を送り、中国がイギリス側の条件を了承し、輸出逋減が実施の運びに至った事を確認し、インド政庁に通達した事を報告している⁽³⁹⁾。そこでは中国政府の現在の方法は、中国の港で鴉片の輸入を禁止するものではなく、インド鴉片の輸出を禁ずる量は、インド政庁自らが制限する事であるとしており、輸出逋減の主導権はインド政庁が掌握している事を強調している。中国側は協定した通りの量で輸出制限が行われているか否かの確認は、カルカッタに委員を派遣して査察を行わせる以外に無い。しかしこの委員には干預の権が与えられていない。この事はたとえ委員が協定量よりも多くの鴉片が輸出されている事を発見しても、異議を申し出る権限を持たない事を意味しており、単に本国に状況を報告するのみであろう。この事がどれだけインド側の誠実な実施を保証するものか、疑わしい。インド省はペルシャ・トルコ及びその他の国の鴉片の同時限禁に関して、中国が如何に限禁するかの方法について駐華英公使に照会が有れば、インド省は即ちにインド政庁に通達し、実行させると述べており、仍おインド鴉片以外の洋薬の逋減をどうするか明らかにする事を求めている。この件に関して、先の外務部の報告では、越南・南洋諸島より運ばれるものについては、外務部よりフランス・オランダの駐華公使に照会し、禁煙に協力を得た事、澳門

も鴉片の中継地であり、又精製の地でもあるが、ポルトガルの駐華公使に照会し禁止させた。惟ペルシャとは条約関係が無いので、中国自らが輸入を制限出来る。已に外務部より税務処に通知し、総税務司に命じて方法を検討させているとしている⁽⁴⁰⁾。その具体的方法はこの時点では未だ明らかになっていないが、これが明確にならないとしてインド政府が通減の実施を拒否出来る筈もなく、この点は後日の課題として実施されたものと思われる。

五 小 結

かくして1908年1月1日(34.11.28)を期して、3年の試行期間の条件を付して、インド鴉片の十年をかけての通減が実行される事となった。しかしそれはイギリス政府が積極的に中国の禁煙政策に賛同し、協力的な態度で同意した訳ではなかった。従前の清朝政府の禁煙政策の前例から推して、今回もかけ声倒れに終わるであろうという疑念、更に言えば期待を抱いており、従ってインド財政における鴉片禁輸の後の補完策についても、未だ十分に検討する事無くスタートしたのである。通減が開始された後において、駐華公使ジョーダンが中国各地の領事・宣教師を通じて、中国国内における鴉片吸飲の減少状況・罂粟栽培の削減状況を調査報告させ、禁煙政策が必ずしも清朝政府の述べる様な成果を挙げている事の実証に努めるのである⁽⁴¹⁾。

小論はインド鴉片輸出の「十年通減協定」の成立に至る、イギリス議会の議論と国内の新聞報道によって、議会に多数派を占めた鴉片貿易反対勢力が、イギリス政府に鴉片貿易の禁止を迫り、イギリス政府は中国政府が自己の国内での鴉片の吸飲・罂粟栽培の禁止を実施するならばという条件を付ける事によって、中国では実行出来ないという予見に基づいて、反鴉片の論議をかわし、中国政府からの要求が出されれば、3年の試行期間の設定によって、再び原状に戻る事を期待していた事を明らかにした。その後のイギリス政府の対中国交渉・英国内の世論の動向と最終的に3年の試行期間が満期になった後に、その延長に同意し、1917年を以ってインド鴉片の輸出停止に至る経過、及びそれに同意したイギリス政府の動機等については、全て続稿において述べる事とする。

(平成4年9月7日受理)

註

- (1) 汪敬虞「赫徳与近代中西関係」第二章『鴉片走私、苦力貿易及其他』(1987年、人民出版社刊)参照。
- (2) 加藤祐三「イギリスとインド」(1980年、岩波書店刊)参照。
- (3) 同前、p.153~154参照。
- (4) 拙稿「清朝最末期における禁煙運動に関する覚書——印度鴉片の輸入通減法を中心に——」(「愛知教育大学研究報告」社会科学、第39輯、1990年)
- (5) 加藤祐三、前掲著書、p.153~154、参照。
- (6) 「外交報」は1901年11月に上海商務印書館より創刊され、1911年1月15日の第300期で停刊した。
- (7) 十四所高等院校合編「中国新聞史」(1988年、中央民族学院出版社刊)p.115参照。
- (8) 「外交報」第152期(1906年8月24日〔光緒32.7.5〕発行)、訳報第一類、『記鴉片貿易問答(1906年5月31日英国タイムズ報の節訳)』
- (9) 「外交報」第152期(1906年8月24日〔光緒32.7.5〕発行)訳報第一類『論鴉片貿易』(1906年5月31日英国徳来辨報の節訳)及び同日の英国タイムズ紙の『記鴉片貿易問答』に兆を単位とする記載が見える。
- (10) この記事では「印度部大臣布堪蘭士」と記されている。この布堪蘭士はモーリーが1903年に授爵した 1st. viscount Blackburn という爵位の音訳と見られる。モーリーのインド省大臣としての就任期間は1905年

- 12月11日より1910年11月7日までである。(Handbook of British Chronology Third Edition' Edited by E.B.Fryde, D.E.Greenway. 参照)
- (11) 「東方雑誌」第7巻第12号(1911年1月25日〔宣統2.12.25〕発行), 記載第三, 中国時事彙録『中国国民禁煙会統記』
 - (12) 「外交報」第237期(1909年3月6日〔宣統1.2.15〕発行) 訳報第1類『論中国禁煙』(1909年1月美国拿呼美報の節訳)
 - (13) 浜下武志「中国近代経済史研究——清末海關財政と開港場市場圏——」所収の貿易統計関係資料中のI-3-b, 『外国為替相場』の表を参照。汲古書院, 1989年刊行。
 - (14) Virginia Berryidge, *East End Opium Dens and Narcotic Uae in Britain.* p.12., The London Journal, vol.4, number 1, 1978 Longman Group Limited. 参照。
 - (15) 「外交報」第152期(1906年8月24日〔光緒32.7.5〕発行), 訳報第一類, 『論鴉片貿易(1906年5月31日英国徳来辨報の節訳)』
 - (16) 「外交報」第166期(1907年1月9日〔光緒32.11.25〕発行), 訳報第一類, 『論中国禁煙(1906年9月24日英国斯葛斯門報の節訳)』
 - (17) 「外交報」第166期(1907年1月9日〔光緒32.11.25〕発行), 訳報第一類, 『其二(1906年9月26日英国巴明威報の節訳)』
 - (18) 「外交報」第167期(1907年1月18日〔光緒32.12.5〕発行), 訳報第一類, 『論中国禁煙(1906年10月29日英国斯丹達報の節訳)』
 - (19) 「外交報」第223期(1908年10月9日〔光緒34.9.15〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華公使朱爾典致英外部大臣葛雷電(1906年9月20日北京発, 即日着)
 - (20) 同前, 駐華公使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1906年9月30日北京発, 11月17日着)
 - (21) 前掲王宏斌論文では, 中国が禁煙政策の実行に踏み切った動機として, 当時の駐英公使汪大燮が英国議会の論議や新聞報道を本国政府に報告し, 速やかに稽查・限種・専売と戒煙を包括した禁煙政策を実施する様に求めた事を挙げている。
 - (22) (20)に同じ。
 - (23) 「外交報」第223期(1908年10月9日〔光緒34.9.15〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華公使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1906年11月22日北京発, 1907年1月12日着)
 - (24) 「東方雑誌」第3巻, 第13号(1907年2月7日〔光緒32.12.25〕発行), 内務, 『會議政務処大臣奏籌擬禁煙章程摺』
 - (25) (23)に同じ。
 - (26) 「外交報」第223期(1908年10月9日〔光緒34.9.15〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐英華使汪大燮至英外部大臣葛雷公文(1907年1月25日ロンドン発, 26日接)
 - (27) 「外交報」第223期(1908年10月9日〔光緒34.9.15〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華英使朱爾典致駐華各英領事函(1906年12月1日北京発)
 - (28) 「大清徳宗実録」光緒32年12月丁亥の条。
 - (29) 「外交報」第223・225期(1908年10月9日〔光緒34.9.15〕・10月29日〔10.5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1907年2月20日北京発, 4月6日着)の付件二, 駐華英使朱爾典致唐侍郎紹儀信(1907年2月6日北京発)
 - (30) 「外交報」第225期(1908年10月29日〔光緒34.10.5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1907年2月20日北京発, 4月6日着)の付件三, 唐侍郎紹儀致駐華英使函(1907年2月9日発)
 - (31) 「外交報」第225期(1908年10月29日〔光緒34.10.5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 英印度部致英外部説略(1907年5月29日ロンドン発, 5月30日着)
 - (32) 「外交報」第225期(1908年10月29日〔光緒34.10.5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 英外部大臣葛雷致駐華英使朱爾典公文(1907年6月14日ロンドン発)
 - (33) 「外交報」第225期(1908年10月29日〔光緒34.10.5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1907年8月14日北京発, 10月5日着)の付件一, 駐華英使朱爾典致中

国外務部照会(1907年8月12日発)

- ③4 「外交報」第225期(1908年10月29日〔光緒34.10.5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1907年11月2日北京発, 11月18日着)の付件, 駐華英使朱爾典致中国外務部照会(1907年9月21日発)
- ③5 「外交報」第231期(1908年12月27日〔光緒34.12.5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1907年12月7日北京発, 1908年1月25日着)の付件, 外務部照会駐華英使朱爾典公文(1907年12月2日発)
- ③6 「外交報」第225期(1908年10月29日〔光緒34.10.5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷電(1907年12月4日北京発, 5日着)及び「外交報」第231期(1908年12月27日〔光緒34.12.5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1907年12月7日北京発, 1908年1月25日着)
- ③7 「外交報」第231期(1908年12月27日〔光緒34.12.5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷電(1908年1月27日北京発, 同日着)
- ③8 「政治官報」第143号(光緒34年2月21日発行), 摺奏類一, 『外部奏覆陳籌議禁煙与各国商定辦法摺』
- ③9 「外交報」第231期(1908年12月27日〔光緒34.12.5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 英印度部致英外部公文(1908年2月11日印度部発, 12日着)
- (40) ③8の上奏
- (41) 「外交報」第228, 230, 231期(1908年11月28日, 12月18日, 12月27日〔光緒34.11.5, 11.25, 12.5〕発行), 英国藍皮書(為中国禁煙事), 上巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1907年11月27日北京発, 1908年1月11日着)付件, 『報告中国禁煙事宜説帖』, 及び第232期(1909年2月15日〔宣統1.1.15〕発行)英国藍皮書(為中国禁煙事), 下巻, 駐華英使朱爾典致英外部大臣葛雷公文(1908年6月24日北京発, 1908年7月22日着)付件, 「英使署参贊黎枝第二次鴉片問題説帖」に中国各地の禁煙の状況が報告されている。
[1992年2月15日脱稿・8月24日補訂]